

通 知 書

平成 30 年 1 月 16 日

冠 省

初めてご連絡致します。日本色覚差別撤廃の会（以下「通知人」といいます。）は、色覚特性を持つ当事者（以下「色覚当事者」といいます。）が集まり、色覚の差異に対する不当な偏見や差別を撤廃することをめざして活動している団体です。

以下、通知人は、学校法人東京女子医科大学（以下「被通知人」といいます。）に対し、次ぎのとおり申し入れを致します。

1 現在、被通知人が設置する貴大学病院（新宿区河田町8番1号所在）の眼科患者待合室には、日本眼科医会が2015年に作成し、全国の医療機関や教育委員会へ配布した「色覚検査のすすめ」と題するポスター（以下「本件ポスター」といいます。）が貼付されています。

しかし、本件ポスターは、以下に述べるよう、色覚当事者に対する不当な差別・偏見（遺伝に基づく差別・偏見）を助長する内容となっており、色覚当事者の種々の権利・利益を著しく侵害しています。



よって、通知人は、被通知人に對し、本件ポスターを貴大学病院内から直ちに撤去することを求めます。

2 周知のとおり、かつては学校健診において石原式検査表を用いた色覚検査が一律強制的に行なわれ、同検査表を誤読した者を「色盲」、「色弱」という差別的呼称のもとに選別し、その選別のもと科学的根拠を欠く、あるいは色覚当事者に対する配慮を欠く不当な進学差別、就職差別が広範に行われてきました。

しかし、かかる不合理な差別に対する反省のもと、ようやく2001年には労働安全衛生規則改正により、私企業の雇入時の健康診断における検査項目から色覚検査が除かれ、また2002年には学校健診の必須項目から色覚検査が除かれました。上記労働安全衛生規則の改正の趣旨は、厚労省局長通知がいよいよに「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること、さらに色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事



業者において採用を制限する事例も見られる」という認識に基づくものです。

即ち、色覚当事者に対する就職差別の大部分は合理的根拠がないこと、それにもかかわらず色覚当事者に対する社会的偏見・差別意識に基づき、不当な就職差別がなされているという認識が示されているのです。

ところで、本件ポスターは、一見、色覚当事者に対する後見的な配慮に基づき、色覚検査を勧めるかのような体裁をとっています。しかし、その内容は、一医師の独断に基づく見解を前提にするものであって、それは、従来存在し、今も社会に存在する色覚当事者に対する偏見・差別意識を助長するものとなっています。

例えば本件ポスターの下部には「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」との標題で、種々の業務についての分類表を掲載しています。そしてその分類の中、「2色覚には難しいと思われる業務」として「・・・懐石料理の板前、食品の鮮度を選定する業務、美容師、服飾販売」など15種類の業務が掲げられています。しかし、上記厚労省局長通知



がいいうように、色覚異常についての知見の蓄積によれば、色覚当事者の多くはこれらの業務に問題なく従事できています。

また仮に何らかの業務上の困難が存する場合でも、色覚バリアフリーの考え方に基づき職場環境を改善すれば色覚当事者であってもこれらの業務に従事することは十分に可能です。

それにもかかわらず、本件ポスターは、色覚当事者は、これらの業務に従事することは難しいとしているのです。このように、本件ポスターの内容は、色覚異常についてこれまでの知見の蓄積を無視し、色覚当事者に対する偏見と差別を助長する内容となっているのです。

そして、本件ポスターは、色覚当事者に対する差別と偏見を助長することにより、色覚当事者の個人としての尊厳を傷つけ、また自らが希望する職業を自由に選択し、自らの幸福を追求するという権利を侵害しているのです。

ちなみに当該分類表の原典は、貴大学病院に勤務する中村かおる医師が、貴大学の大学紀要に寄稿した寄稿文ですが、当該記述については執筆者本人が「やや

独断的」と文中に記しています。

- 4 色覚当事者やその家族は、長い間、進学、就職における不合理な差別に苦しんできました。色覚当事者は、自らが希望する学校に進学することも、あるいは自らが希望する職業に従事することを断念させられてきたのです。また進学差別、就職差別により結婚すら断念をせざるを得ない家族もいたのです。今日では、進学差別、就職差別の多くが撤廃されてきましたが、これらの差別撤廃は、色覚当事者・関係者の長年にわたる運動の積み重ねを通じて実現されたものです。遺憾ながら本件ポスターは、色覚当事者・関係者の長年の努力を無視し、また色覚の差異や多様性に対する正しい理解を妨げ、ひいては色覚当事者に対する差別と偏見を助長する内容となっているのです。よって、通知人は、被通知人に對し、貴大学病院内から直ちに本件ポスターを撤去されるよう求めるものです。
- 5 以上、縷々のべてきましたが、被通知人において、本件ポスターの撤去をされるのか、否か、もし撤去されないとのことであれば、その理由をお示しください。
なお、ご回答は、本書到達後、2週間

以 内 に 頂 け れ ば 幸 い で す 。

匆 々 。

通 知 人

日本色覚差別撤廃の会

東京都新宿区新宿1丁目1番1号

ワコ一御苑ビル202

四谷西法律事務所

電 話 03-5312-7110

F A X 03-5312-7140

通 知 人 代 理 人

弁護士 鶴見俊男



被 通 知 人

東京都新宿区河田町8番1号

学校法人東京女子医科大学

理 事 長 吉岡俊正 殿

この郵便物は平成30年1月16日

第 81299 号
郵便内容証明郵便物

として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

30.1.16
12-18

30.
12

